埼玉県

＜報道発表資料＞

環境部　産業廃棄物指導課
監視・指導・撤去担当　田口、浜野
直通 048-830-3136
E-mail: a3120-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和７年１０月１０日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づき、株式会社Ｈ産業の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

１　処分対象者

名　　称：株式会社Ｈ産業
所　在　地：埼玉県越谷市七左町四丁目３３１番地１
許 可 内 容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
許 可 番 号：０１１００２２４７０１

２　処分内容

法第１４条の３の２第１項第１号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可取消処分

３　処分年月日

令和７年１０月１０日

４　処分理由

株式会社Ｈ産業は、法１６条違反（不法投棄）により令和７年６月３日に罰金刑が確定した。

このことは、法第１４条の３の２第１項第１号に該当する。

※　産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の１つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。